

20 先物振興発第4号

平成20年1月23日

東京穀物商品取引所
理事長 渡 辺 好 明 様

日本商品先物振興協会
会長 加 藤 雅 一

貴所ザラバシステムにおける値付け方法の改善方お願い

本年1月4日から取引が開始された貴所のザラバシステムでは、成行注文の値付け方法がこれまでの東工取のザラバシステムにおける方法と異なるため、成行注文に対当する一部の指値注文が成立した場合に、その約定値段よりも安い売指値注文又は高い買指値注文が成立しないという状況が発生することがあります。

また、約定可能値段幅内にある指値注文は、価格優先・時間優先で最も優先される注文だけが成立し、残りの注文は、約定可能値段幅内にあったとしても、基準値が順次更新されて約定していくため、約定値段が大きく変動する現象が頻繁に生じています。

システムの基本設計については貴所の機関決定を経たものではありませんが、こうした現象が生じる値付けルールについて委託者の理解・納得を得ることは困難であり、現に委託者からのクレームも出てきています。本年4月に予定されているとうもろこし取引のザラバ化がこの値付けルールのままで進められると、今以上に委託者のクレームを惹起して、貴所の農産物市場の信頼性を低下させてしまうと強く危惧しております。

つきましては、貴所のザラバシステムにおける値付けルールについて、市場利用者に混乱を招くことのないよう東工取と同様なものに改めていただきたく、早急なご対応をお願いする次第です。

以上

平成 19 年 9 月

殿

社団法人 全国商品取引所連合会
会 長 渡 辺 好 明

社団法人 日本商品投資販売業協会
会 長 加 藤 雅 一

日 本 商 品 先 物 振 興 協 会
会 長 加 藤 雅 一

平成 20 年度税制改正に関する要望について

近年、日本経済は長期的な景気回復基調にあるものの、昨今では、原油価格などの原材料価格の高騰、為替市場の価格変動などが経済活動に及ぼす影響が懸念されるところです。企業経営においては、一次産品価格が高騰する一方で製品価格が競争激化によって下落する「上流インフレ・下流デフレ」現象が収益の圧迫要因となるため、価格変動リスクを効率よくコントロールすることで収益圧迫要因を抑制することが求められます。

商品先物市場が提供する価格変動リスクのヘッジ機能は、公正な価格形成と先行指標価格の提供などの機能と合わせて、産業インフラとして重要なものとなってきています。

しかしながら、わが国の商品先物市場の現況をみると、全国の商品取引所の売買高は、平成 15 年度の 3 億 1, 158 万枚をピークとして、平成 18

年度では 1 億 7, 013 万枚と 3 年間で約 45% 減少し、平成 18 年初頭に 7 つあった商品取引所は平成 19 年 1 月までに 4 つに統廃合されるなど、商品先物市場の流動性は大きく低下しつつあります。

産業インフラとしての商品先物市場が公正な価格形成、先行指標価格の提供、価格変動のリスクヘッジといった機能を十分に発揮するためには、市場の流動性の確保は不可欠の条件であり、この流動性確保において、積極的に価格変動リスクを引き受ける個人投資家をはじめとする多様な投機が果たす役割は、極めて大きなものがあります。このため、商品先物業界では、市場の信頼性と利便性の向上に向けた一層の取組と市場利用に係る正しい知識の普及・啓発に努めているところですが、個人投資家の直接的商品先物市場参加や商品ファンド等集団投資スキームを経由した市場参加を促進するためには、金融所得に係る税制において、金融商品の選好に中立的であり、かつ、わかりやすい税体系がぜひとも必要と思料いたします。

つきましては、平成 20 年度の税制改正要望といたしまして、次の事項につき、別紙理由書を添えてお願いいたしますので、特段のご配慮を賜りたくお願い申し上げる次第です。

〔要望事項〕

1. 商品先物取引（オプション取引を含む。）の決済差損益について、金融所得課税一元化の対象とし、対象とすべき金融所得について、その税率を同一とするとともに、損益通算及び損失繰越を可能とする措置を講じること。
2. 商品ファンド（信託型、匿名組合理型、海外リミテッドパートナーシップ型）の収益分配金・償還損益を金融所得課税一元化の対象とし、対象とすべき金融所得について、その税率を同一とするとともに、損益通算及び損失繰越を可能とする措置を講じること。

理 由 書 1

商品先物取引（オプション取引を含む。）の決済差損益について、金融所得課税の一元化の対象とし、対象とすべき金融所得について、その税率を同一とするとともに、損益通算及び損失繰越を可能とする措置を講じること。

1. 説 明

- (1) 標記の具体的内容は、個人の商品先物取引（オプション取引を含む。）に係る決済差損益について、以下の事項を要望するものです。
 - ① 商品先物取引の決済差損益について、金融所得課税の一元化の対象とすること。
 - ② 対象とすべき金融所得に対する税率を20%（国税15%、地方税5%）に統一すること。
 - ③ 金融所得課税の一元化の対象とすべき金融所得について損益通算を認めること。
 - ④ 上場株式等、有価証券先物取引、取引所金融先物取引及び商品先物取引に関して認められている3年間の損失繰越を対象とすべき金融所得全般に認めること。
- (2) 商品先物取引により生じた個人の所得につきましては、平成13年度の税制改正において、初めて申告分離課税制度が導入され、株式等の譲渡に係る所得と同様、26%の税率（国税20%、地方税6%）により課税されることとなりました。しかし、商品先物取引の決済差損益と株式等の譲渡損益との間の通算を可能とする措置については、株式等の譲渡に係る所得課税に源泉分離課税と申告分離課税との選択制が残されたこと等もあって、認められるには至りませんでした。
- (3) その後、平成15年度の税制改正により、同年1月から商品先物取引により生じた個人の所得については、株式等の譲渡に係る所得と同様、
 - ① 税率を20%（国税15%、地方税5%）とすること、② 損失について翌年以降3年間の繰越控除をすることが認められました。しかし、株式等の譲渡損益との間の損益通算は、上場株式等の譲渡所得に係る税率

が特例措置により、平成15年1月から10%に引き下げられたこともあって実現されませんでした。

- (4) 他の所得との損益の通算については、平成16年1月以降の有価証券先物取引の決済差損益との間での通算及び、平成17年7月以降の金融先物取引法に規定する取引所金融先物取引の決済差損益との間の通算が認められ、先物取引グループ間の損益通算の範囲は拡大したものの、上場株式等の譲渡損益との間では認められないまま、現在に至っております。
- (5) 上場株式等の有価証券に係る譲渡損益と商品先物取引に係る決済差損益との通算については、かつて平成元年までは可能であったものであります。

2. 理由

- (1) わが国における個人の金融資産の積極的活用は、それを必要とする企業や産業インフラである金融市場等に供給していくことにより、経済の活性化及び成長につながるものです。

しかしながら、現在のわが国の金融所得に対する税制は、①金融商品間で課税方法及び税率が異なること、②金融所得相互間の損益通算が限定的にしか認められていないこと、③損失の繰越控除も、限定的に上場株式等、有価証券先物取引、取引所金融先物取引及び商品先物取引にしか認められていないことなどから、キャピタルゲイン・キャピタルロスに係る税制としてリスク性の高い投資（リターンの変動の可能性が大きい投資）に対して不利なものとなっており、個人投資家の積極的な投資行動にとっての障壁となっております。

- (2) 海外の金融市場では、IT技術の急速な進展に伴って24時間取引の導入と取引のグローバル化が進んでおり、そうした海外市場等へ投資資金の流出が見られることから、早急に、わが国の金融市場の国際的競争力を高めるとともに、金融取引に係る税制においても欧米のそれと同等にすることが望まれるところです。
- (3) わが国の経済の活性化を図るためには、金融所得の税制について、市

場選好に中立的で、かつ、個人投資家にとってわかりやすい税体系とする必要があります。具体的には、

- ① 国際的に比肩しうる低額の税率を一律に適用すること。
 - ② 年間（毎年）の投資から得た所得を通算できること。
 - ③ 投資によって生じた損失については、繰越控除を可能とすることが必要であります。
- (4) 平成19年度の税制改正大綱においては、上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率は、その適用期間を1年延長して廃止すると明記されており、「証券市場の状況、個人投資家の株式等の保有状況等を勘案し、金融商品間の損益通算の拡大策等を検討の上、平成21年（度）からの導入を目指す」とし、また「納税者の利便性の向上や納税手続きの負担軽減に努めるとともに、適正かつ公平な税制を執行するための環境整備を図っていくことが重要である。」と示されております。

この方針に沿って、リスクを伴う金融商品並びに金融類似商品に係る金融関連の所得についての所得税法の取扱いについて、横断的かつ幅広く金融所得等として定義され、統一的に課税されることが期待されるところです。

- (5) 投資リスクを積極的に負担する個人投資家の果たす役割は、わが国金融・証券・商品先物市場等の流動性確保のために重要な存在であります。金融所得課税制度の一層の改善によって、一般投資家が各々の金融市場及び金融類似市場に参入し、わが国経済の活性化が実現できる可能性が高まりますので、本要望につきましてご理解を賜り、その実現に特段のご配慮方お願い申し上げます。

理由書 2

商品ファンド（信託型、匿名組合型、海外リミテッドパートナーシップ型）の収益分配金・償還損益を金融所得課税一元化の対象とし、対象とすべき金融所得について、その税率を同一とするとともに、損益通算及び損失繰越を可能とする措置を講ずること。

1. 説明

(1) 標記の具体的内容は、商品ファンド（信託型、匿名組合型、海外リミテッドパートナーシップ型）の収益分配金・償還損益について、以下の事項について要望するものです。

- ① 商品ファンド（信託型、匿名組合型、海外リミテッドパートナーシップ型）の収益分配金・償還損益について金融所得課税一元化の対象とすること。
- ② 金融所得課税一元化の対象とすべき金融所得について損益通算を認めること。
- ③ 個人に適用される、商品ファンドの収益分配金・償還益について、適用される税率が異なっており、その税率を同一とすること。
- ④ 上場株式等、有価証券先物取引、取引所金融先物取引及び商品先物取引に関して認められている3年間の損失繰越を認めること。

2. 理由

(1) わが国における個人の金融資産の積極的活用は経済の活性化及び成長につながるものです。このことから、資産運用の一助としての商品ファンドの収益分配金・償還損益につきましては、金融所得一元化の対象とすることが求められます。

(2) 商品ファンドの収益分配金・償還益についての所得課税については、組まれる形態によって、信託型の場合には利子所得、匿名組合型及び海外リミテッドパートナーシップ型の場合には雑所得と相違があり、特に信託型を別にすれば総合課税の対象となり、同じ運用成績を呈していても最終手取りベースにおいて差異が生じることがあるなど、金融商品間における税負担のバランスをとること、個人投資家にとってわかりやすい税体系とすることが望まれます。

(3) 商品ファンドに係る所得について、他の金融商品等から生ずる所得間の損益通算の適用対象とし、損失の繰越控除を可能とすることにより、株式市場や商品先物市場及び金融市場に商品ファンドを通じた個人投資家からの投資資金流入を図る必要があります。

(4) 平成19年度の税制改正大綱においては、上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率は、その適用期間を1年延長して廃止すると明記されており、「証券市場の状況、個人投資家の株式等の保有状況等を勘案し、金融商品間の損益通算の拡大策等を検討の上、平成21年（度）からの導入を目指す。」また「納税者の利便性の向上や納税手続きの負担軽減に努めるとともに、適正かつ公平な税制を執行するための環境整備を図っていくことが重要である。」と示されております。

この方針に沿って、リスクを伴う金融商品並びに金融類似商品に係る金融関連の所得についての所得税法の取扱いについて、横断的かつ幅広く金融所得等として定義され、統一的に課税されることが期待されるところです。

(5) 投資リスクを積極的に負担する個人投資家の果たす役割は、わが国金融・証券・商品先物市場等の流動性確保のために重要な存在であります。金融所得課税制度の一層の改善によって、一般投資家が各々の金融市場及び金融類似市場に参入し、わが国経済の活性化が実現できる可能性が高まりますので、本要望につきましてご理解を賜り、その実現に特段のご配慮方お願い申し上げます。

平成19年12月13日

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅一

商品先物取引等に係る税制要望の結果について

商品先物取引に係る決済損益と商品ファンドに係る収益分配金・償還損益について、上場株式の譲渡損益等との損益通算を認める等、金融所得間の損益通算の範囲を拡大し金融所得一元化を進めることという、いわゆる「金融所得課税の一元化」要望については、2008年度以降の引き続きの検討課題とされることが、「2008年度税制改正大綱」の中で明らかとなりました。2008年度には実現しないけれども、将来的実現の可能性は、税制改正大綱上において確保されています。業界としての再チャレンジができる取扱いとなっていることをご報告申し上げます。

「預貯金から投資へ」の流れの中で、今後、一般投資家による株式取引比率が高まることを考慮すれば、商品先物取引の決済損益等が金融所得一体課税の対象に含まれることは一般委託者にとって望ましい要求であるといえます。

税制要望の実現に向けての関係各位の御尽力を心より感謝申し上げ、取り急ぎのご報告とさせていただきます。

(金融所得課税に係る引続き検討の部分の抜粋)

金融所得の課税の一体化については、金融商品間の課税方式の均衡化や上場株式等の譲渡所得と配当所得との間における損益通算の範囲の拡大を踏まえ、今後、税の中立性を勘案しつつ、その他の金融資産性所得も対象とした一体化について、引き続き検討を行う。

(説明)

政府与党の「2008年度税制改正大綱」において、金融所得課税の一体化に関しては、上記のように表現されています。商品先物取引決済損益と商品ファンド分配金・償還損益は、「その他の金融資産性所得」の中に含まれるという考え方です。金融資産としての所得とまでは言えないが、金融資産性の所得ではあるという位置づけとなっていると言えます。

以上

平成 19 年 5 月 2 日

会 員 代 表 者 各 位

日本商品先物振興協会

自己玉リスク値計算に係る相関係数の更新について

純資産額規制比率における自己玉リスク値の相殺可否判断の基礎となる相関係数は、毎年 3 月 31 日を起点とした直近 2 年間のデータに基づき計算され、同年 5 月 1 日から翌年の 4 月末日まで適用することとされています。

本年 5 月 1 日から適用される計算結果については、先般㈱日本商品清算機構から発表され、本会からその旨及びそれに対応する新しい「リスク値計算シート」等について会員の皆様に事務的にお知らせしご提供したところ（4 月 17 日、会員専用ホームページ掲載及び FAX 送信）。

今般あらためて相関係数変更の状況等について、概要下記の通りご案内いたします。自己ポジション管理の際にはご留意頂きますようお願い申し上げます。

特に、東京工業品取引所及び中部大阪商品取引所の石油市場については、灯油に関係する相関係数が 0.9 を下回ったため、同商品を絡める形での商品間相殺ができなくなっておりますのでご注意ください。

灯油を絡める形の裁定ポジション（例えば、東京灯油「買い」と中部灯油「売り」等のポジション）については、従前と異なり自己玉リスク値が相殺されません。

（新旧相関係数の計算結果を添付いたしますのでご参照下さい。）

記

一、平成 19 年度適用の相関係数の状況について

1. 全市場にかかる相殺可能な商品・組合せ（以下「組合せ等」という）の数

従前（2006 年 5 月 1 日から 2007 年 4 月 30 日まで適用）： 62

今後（2007 年 5 月 1 日から 2008 年 4 月 30 日まで適用）： 49

相殺可能な商品・組合せの数が 62 から 49 に減少したものの、全組合せ等も 138（福岡取の Non-GMO 大豆は商品設計の変更があったが、1 商品とカウントした）から 95 に減少しているため、全体的な相関性の低下が見られるかどうかは、本データからだけで判定することは困難である。

2. 石油市場（東工取・中大取）に係る相殺可能な組合せ等について

従前： 21（同市場内の全組み合わせ等において相殺が可能であった）

今後： 7（同市場内の 1/3 の組み合わせ等においてしか相殺ができない）

石油市場においては、相殺可能な組合せ等が大幅に減少。計算対象となった期間において東工取、中大取の石油市場における値動きが石油市場における他の上場商品との価格の連動性が流動性低下により失われたものと思われる。

3. 貴金属市場に係る相殺可能な組み合わせについて

従前： 7（同市場内の 70% の組み合わせ等において相殺が可能であった。）

今後： 10（同市場内の全組合せ等において相殺が可能となった。）

貴金属市場においては、相殺可能な組合せ等が増加した。これはパラジウムが貴金属市場における他の上場商品との価格連動性が向上したことによる。

二、今後の対応策等について

石油市場（東工取・中大取）においては、リスク値の相殺できない商品間・市場間の裁定ポジションをとらない、あるいは建玉として残さないというインセンティブが働くこと想定され、結果的に石油市場の流動性の低下につながる懸念が懸念されます。

市場の流動性が失われると、傾向的には価格変動の相関関係が失われますが、流動性の低下により一層取引のインセンティブが失われるというマイナスのスパイラルに陥ることになりかねないため、これに歯止めをかける必要があります。市場間裁定が働くことにより、市場原理（価格の平準化作用等）が発揮されることに配慮すべきです。

そのための対応策として、現在以下の方法について検討中です。

① 商品取引員が独自に計算対象期間を定め、相関係数を算出する方法

現行の省令別表第四では、「直近の 1 年間又はそれ以上の期間」の価格変動の相関係数が 10 分の 9 以上である場合には売建玉と買建玉の数量を相殺することが認められていることから、各社が、「直近 1 年間以上の任意の期間」を定め、それを継続的に用いて相関係数を算出し、それによって 10 分の 9 以上の商品間・限月間の建玉を相殺して自己玉リスク値を計算する。

現在は、毎年 3 月 31 日時点における直近 2 年間の全商品・全限月間の組合せに係る相関係数を㈱日本商品清算機構が計算し、その結果、10 分の 9 以上の商品間・限月間の組合せについて相殺を可能とし、その結果を全商品取引員に対して一律に 5 月 1 日から 1 年間適用している。

② 個別限月間の相関係数により、相殺の可否を判断する方法

限月間の相関係数が 10 分の 9 以上となる個別の組合せごとに建玉を相殺する。

現在は、2 商品間の全限月相互の相関係数を計算し、その平均値が 10 分の 9 以上である商品間についてリスク値の相殺を可能としている。

以上

「新」計算結果

同一商品限月間及び異商品間相関係数一覧表(測定期間:2005年4月1日~2007年3月30日)

穀物グループ												
商品市場		農産物市場										
取引所	商品	東京穀物商品取引所					関西商品取引所					
		とうもろこし	一般大豆	NonGMO	大豆ミール	小豆	とうもろこし	米国産大豆	大豆ミール	小豆	コーン指数	
農産物	東穀取	とうもろこし	0.9817	0.5951	0.6616	0.3510	0.4505	0.9511	-0.5482	0.5815	0.9749	
		一般大豆		0.9269		0.7730	0.2975	0.5793		-0.1971	0.3700	0.6512
		NonGMO			0.9161	0.7226	0.3398	0.6199		-0.1835	0.3496	0.7011
		大豆ミール				0.7588	0.1930	0.3615		-0.0512	0.2687	0.4221
		小豆					0.8187	0.4337		-0.5211	0.1950	0.4584
農産物	関西取	とうもろこし					0.9718		-0.6438	0.6855	0.9611	
		米国産大豆										
		大豆ミール							0.9296	-0.5454	-0.5398	
農産物	農研指	小豆								0.7240	0.6172	
		コーン指数										0.9852

石油グループ								
商品市場		石油市場						
取引所	商品	東京工業品取引所			中部大阪商品取引所			
		ガソリン	灯油	原油	ガソリン	灯油	軽油	
石油	東工取	ガソリン	0.9342	0.8481	0.9229	0.9425	0.8358	0.7666
		灯油		0.8803	0.8787	0.8631	0.8938	0.7311
		原油			0.9939	0.9446	0.8716	0.8105
	中部大阪取	ガソリン				0.9486	0.8558	0.7998
		灯油					0.8712	0.7311
農研指	軽油						0.9050	

コーヒーグループ					
商品市場		農産物市場			
取引所	商品	東京穀物商品取引所		関西商品取引所	
		アラビカ	ロブスタ	コーヒー指数	
農産物	東穀取	アラビカ	0.9022	0.6205	0.7539
農産物	東穀取	ロブスタ		0.9729	0.9073
農研指	関西取	コーヒー指数			0.9197

貴金属グループ						
商品市場		貴金属市場				
取引所	商品	東京工業品取引所				
		金	銀	白金	パラジウム	
貴金属	東工取	金	0.9998	0.9721	0.9770	0.9754
		銀		0.9994	0.9307	0.9558
		白金			0.9988	0.9507
		パラジウム				0.9991

ゴムグループ						
商品市場		ゴム市場				
取引所	商品	東京工業品取引所		中部大阪商品取引所		
		ゴム	RSS3号	TSR20	天然ゴム指数	
ゴム	東工取	ゴム	0.9919	0.8923	0.9791	0.9896
		RSS3号		0.9911	0.9763	0.9878
	中部大阪取	TSR20			0.9968	0.9940
天然ゴム指数					0.9977	

その他								
商品市場		農産物市場		水産物市場		畜産物市場		
取引所	商品	東京穀物商品取引所		関西商品取引所		中部大阪商品取引所		
		野菜	生糸	プロイラー	冷凍えび	鶏卵	鉄スクラップ	ニッケル
農産物	東穀取	野菜	0.4154					
		生糸		0.9809				
水産物	関西取	プロイラー			0.6436			
		冷凍えび				0.9712		
畜産物	中部大阪取	鶏卵				0.2863		
鉄スクラップ	中部大阪取	鉄スクラップ					0.9970	
ニッケル								

アルミグループ				
商品市場		アルミ市場		
取引所	商品	東京工業品取引所		
		アルミ	アルミ	
アルミ	東工取	アルミ	0.9980	0.9976
		アルミ		0.9979
	中部大阪取	アルミ		

砂糖グループ				
商品市場		砂糖市場		
取引所	商品	東京工業品取引所		
		粗糖	粗糖	
砂糖	東穀取	粗糖	0.9922	0.5218
		粗糖		0.9633
農研指	関西取			

※1. 関西商品取引所米国産大豆、中部大阪商品取引所鉄スクラップについては上場以来2年が経過していないことから限月間相関係数の表示はしない。

※2. 「その他」のグループに属する商品については同一商品限月間相関係数のみき計算対象とする。

以上

「旧」計算結果

同一商品限月間及び異商品間相関係数一覧(2004年4月～2006年3月)

穀物グループ														
商品市場		農産物市場												
取引所		東京穀物商品取引所						福岡商品取引所			関西商品取引所			
商品		とうもろこし	一般大豆	NonGMO	大豆ミール	小豆	とうもろこし	一般大豆	Non-GMO(100%)	Non-GMO(80%)	大豆ミール	NonGMO	小豆	コーン指数
農産物	東穀取	とうもろこし	0.9424	0.8110	0.8669	0.6359	0.4804	0.7221	0.6993		0.4782	0.8525	0.3404	0.8900
		一般大豆		0.9191	0.9120	0.8467	0.3214	0.6102	0.7840		0.6139	0.8882	0.2883	0.8751
		NonGMO			0.9331	0.7754	0.4381	0.6675	0.7744		0.5625	0.9148	0.3476	0.9075
		大豆ミール				0.9571	0.0320	0.3781	0.7700		0.7735	0.7881	-0.0922	0.7613
	福岡取	小豆					0.9718	0.7210	0.3261		-0.2050	0.3667	0.5914	0.5200
		とうもろこし						0.8925	0.6303		0.1257	0.6524	0.6675	0.7733
		一般大豆							0.8271		0.6379	0.8025	0.3926	0.8431
	関西取	Non-GMO(100%)												
		Non-GMO(80%)									0.8672	0.6307	-0.0442	0.5772
		大豆ミール										0.9166	0.3562	0.9066
農産物	コーン指数											0.7313	0.4586	
農産物	コーン指数												0.9699	

石油グループ										
商品市場		石油市場								
取引所		東京工業品取引所				中部商品取引所				
商品		ガソリン	灯油	原油	ガソリン	灯油	軽油			
石油	東工取	ガソリン	0.9666	0.9228	0.9664	0.9726	0.9201	0.9523		
		灯油		0.9480	0.9435	0.9285	0.9554	0.9244		
		原油			0.9979	0.9719	0.9430	0.9514		
	中部取	ガソリン				0.9740	0.9272	0.9591		
		灯油					0.9472	0.9243		
		軽油						0.9780		

コーヒーグループ					
商品市場		農産物市場			
取引所		東京穀物商品取引所		関西商品取引所	
商品		アラビカ	ロブスタ	コーヒー指数	
農産物	東穀取	0.9748	0.7933	0.9156	
	関西取	0.9866	0.9527		
農産物	コーヒー指数			0.9859	

貴金属グループ						
商品市場		貴金属市場				
取引所		東京工業品取引所				
商品		金	銀	白金	パラジウム	
貴金属	東工取	金	0.9998	0.9626	0.9736	0.7270
		銀	0.9988	0.9423	0.7735	
		白金	0.9990	0.7615		
		パラジウム		0.9987		

ゴムグループ						
商品市場		ゴム市場				
取引所		東京工業品取引所		大阪商品取引所		
商品		ゴム	RSS3号	TSR20	天然ゴム指数	
ゴム	東工取	ゴム	0.9915	0.9922	0.9838	0.9914
		RSS3号		0.9910	0.9820	0.9902
	大阪取	TSR20		0.9992	0.9957	
		天然ゴム指数			0.9979	

その他									
商品市場		農産物市場		水産物市場	農産物市場	畜産物市場	鉄スクラップ市場	鉄スクラップ市場	ニッケル市場
取引所		東京穀物商品取引所		関西商品取引所	福岡商品取引所	中部商品取引所	大阪商品取引所		
商品		野菜	生糸	冷凍えび	プロイラー	鶏卵	鉄スクラップ	ニッケル	
農産物	東穀取	野菜							
		生糸		0.9922					
水産物	関西取	冷凍えび		0.8295					
農産物	福岡取	プロイラー			0.5872				
畜産物	中部取	鶏卵				0.4936			
鉄スクラップ		鉄スクラップ							
ニッケル	大阪取	ニッケル							0.9803

アルミグループ				
商品市場		アルミ市場		
取引所		東京工業品取引所		大阪商品取引所
商品		アルミ	アルミ	アルミ
アルミ	東工取	アルミ	0.9975	0.9974
	大阪取	アルミ		0.9977

砂糖グループ				
商品市場		砂糖市場		
取引所		東京工業品取引所		関西商品取引所
商品		粗糖	粗糖	粗糖
砂糖	東穀取	粗糖	0.9945	0.9614
	関西取	粗糖		0.9610

※1.福岡商品取引所Non-GMO大豆については測定期間中に呼び値・倍率の変更から2年間の経過が無いことから限月間及び異商品間相関係数を表示しない。

※2.東京穀物商品取引所野菜、中部商品取引所鉄スクラップについては上場以来2年が経過していないことから限月間相関係数の表示はしない。

※3.「その他」のグループに属する商品については同一商品限月間相関係数のみを計算対象とする。

以上

平成19年7月9日

会 員 各 位

日本商品先物振興協会

自己玉リスク（純資産額規制比率）に係る
「リスク値計算シート」の更新のお知らせ

本会では商品取引員に課される純資産額規制比率の計算要素の一つである「自己の計算による商品市場における取引及び店頭商品先物取引から発生し得る危険に対応する額」（自己玉リスク値）を簡便に計算するためのシート（「リスク値計算シート」）を作成し、会員専用ホームページにおいて会員の皆様に提供しております。

今般、来る2007年7月17日から金ミニ取引が開始されることに基づき、同シートの内容を更新いたしましたのでご案内いたします。

（更新後のシートをご利用の方は会員専用ホームページにログインして、同シートをダウンロードしてお使い下さい。）

なお、リスク値の計算に関しては省令の規定に沿って行われていればよく、必ずしも本シートを使用する必要はないことを申し添えます。

以上

6/6
 経済産業省は、一定期間内は無条件に解約できるクーリングオフの対象商品に、商品先物取引を加えることを決めた。高齢者が難解に取引に契約をせざるままトラブルが続いていた。特定商取引法の関連法令を改正し、7月中旬に施行する。

クーリングオフ対象拡大
 規制対象に加えるのは、調味料の訪問販売や遠隔販売、お菓子の通販サービス、入浴剤など。調査によると、高齢者や高齢者の多い世帯で「なにがなにがわからない」といって、訪問販売の解約を断るケースも多かった。高齢者や高齢者の多い世帯に合わせた訪問販売の規制を、7月中旬に施行する。

6/6
 証拠金取引など特定商取引法対象に
 経済産業省は、証拠金取引（商品先物取引）の規制対象に、証拠金取引（商品先物取引）を加えることを決めた。高齢者が難解に取引に契約をせざるままトラブルが続いていた。特定商取引法の関連法令を改正し、7月中旬に施行する。

6/6
 経済産業省は消費者が容易に解約できるクーリングオフの対象商品に、商品先物取引を加えることを決めた。高齢者が難解に取引に契約をせざるままトラブルが続いていた。特定商取引法の関連法令を改正し、7月中旬に施行する。

販売規制対象に
 特定法の改正で、みそ・しょうゆも規制対象。消費者は容易に解約できるクーリングオフの対象商品に、商品先物取引を加えることを決めた。高齢者が難解に取引に契約をせざるままトラブルが続いていた。特定商取引法の関連法令を改正し、7月中旬に施行する。

経済産業省は消費者が容易に解約できるクーリングオフの対象商品に、商品先物取引を加えることを決めた。高齢者が難解に取引に契約をせざるままトラブルが続いていた。特定商取引法の関連法令を改正し、7月中旬に施行する。

平成 19 年 6 月 6 日

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅一

「特定商取引法」に係る新聞報道について

本日（6月6日）の一般紙各紙における記事において、経済産業省の消費経済審議会特定商取引部会が5日に取りまとめた答申案の内容について、一部の社において、次の事例のような誤解や無理解に基づくと思われる記事がありましたので、経済産業省に確認した正しい内容を各位にご報告申し上げます。

朝日新聞は、「みその押し売り 解約できますークーリングオフ対象拡大ー」の囲み記事の中で、「クーリングオフの対象に、みそやしょうゆなどの調味料の訪問販売や、商品先物取引などを加えることを決めた」と報道しています。

読売新聞は、「証拠金取引など特定商取引法対象に」の記事において、「商品取引市場で運用するとして客から集める『証拠金（保証金）取引』や、みそ、しょうゆなどの調味料の訪問販売（中略）を特定商取引法の規制対象に加える答申案をまとめた。（中略）規制対象となれば、消費者はクーリングオフ（無条件解約）ができるようになる。」としています。

消費経済部会において「特定商取引法」の規制対象として追加されることとされたのは、概要、商品取引所法と海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律に規定する先物取引を除くものであって以下に該当するもの、となっています。

- イ. 物品の売買取引（現金決済取引）
- ロ. 物品の証拠金取引（差金決済取引）
- ハ. 商品指数の証拠金取引（差金決済取引）
- ニ. 上記イ、ロ、ハに掲げる取引のオプション取引

社会的に問題となっていた「ロコ・ロンドン金取引と称する金取引」や「海外先物オプション取引」等が規制対象となったものです。詳細は、後日、経済産業省のホームページに掲載される内容をご覧ください。商品取引所法に基づく商品先物取引やオプション取引は特定商取引法の規制対象外であること、クーリングオフの対象取引との報道は間違いであることを確認しましたので、ご報告申し上げます。

以上

「国民生活センターの在り方等に関する検討会」中間報告の概要

国民生活センターを取り巻く社会環境の進化

消費者を取り巻く環境の変化

- 消費者トラブルは長期的に増加し続け、その内容も多様化・複雑化。
 <消費生活相談件数 約110万件(H18年度)>
- 身近な生活の場において、製品、施設に係る深刻な事故等が多発。
 <エレベーター、シュレッダー、温泉施設等>
- 国民生活の安全・安心の確保のため、市場ルールの整備や監視・取締り、紛争解決機能の整備・充実が必要。

国民生活センターに対する期待

- 消費者基本法の制定(H16.6)
 - 法第25条の規定を踏まえ、
 - ① 国民の消費生活に関する情報の収集、提供
 - ② 苦情の処理のあっせん、相談
 - ③ 商品についての試験、検査、役割についての調査研究等
 - ④ 消費者に対する啓発及び教育
 について、我が国全体の中核的機関としての役割を果たす必要。
- 国民生活審議会意見「国民生活における安全・安心の確保策について」(H19.6)
 - 事故情報収集のワンストップ・サービス化、国民生活センターにおける紛争処理機能の拡充等、事後救済策の充実等が提言。
- 基本方針2007(閣議決定)(H19.6)
 - 「生活に密着した施設・製品の事故等の防止を図るため、事故情報の収集・公開や安全対策の強化、官と民との新たなパートナーシップの構築等に取り組む」
- 消費者政策会議決定(H19.7)
 - PIO-NET端末の各府省への設置、事故情報の一元化収集、紛争解決機能の充実・強化に向けた法的仕組み等についての検討等。
- 独立行政法人改革の必要性
 - 平成19年内を目途に政府として「独立行政法人整理合理化計画」を策定(「基本方針2007」)

中期目標期間終了時における見直しに際しては、消費者トラブルの未然防止・拡大防止に向けて中核的機関としての役割を強化

主な施策の内容

情報の収集・分析・活用の強化

(1) 収集の迅速化と範囲の拡大

- PIO-NETシステムの刷新により、入力迅速化、検索に要する時間の短縮化等の利便性を向上。
 <→ あわせて、費用の大幅な削減を実現>
- 「安全安心のための書き込み自由の事故情報データベース」等を設置。
 <→ 既存の「消費者トラブルメール箱」を廃止するほか、病院危害情報データベースを縮小。>

(2) 分析・活用の充実

- PIO-NETについて早期警戒指標(仮称)を開発するほか、自由度の高い検索機能等を整備。
- 外部専門家を活用しつつ、分析能力を向上。
- 分析結果について、消費者・事業者が簡単に閲覧したり、検索できるようなシステムを構築。

消費者に対する啓発及び教育の充実

(1) 効果的な情報発信・提供

- 新聞やテレビ等の報道機関への情報提供を効果的に実施。
 <→ テレビ番組制作の技術的見直し、既存の雑誌2誌の改題等広域媒体全般を見直し>

(2) 啓発・教育の担い手の育成

- 相談員や自治体職員に対して、啓発事業や教育事業を支える人材として育成する研修を実施。
 <→ 研修事業・施設等について市場化テスト導入の対象とする等、効率的に実施する方法を検討>

消費者トラブル解決能力の向上

(1) 消費生活センターの相談業務の支援

- 専門家の活用等により高度な案件の処理能力を高め、經由相談による解決能力を向上。
 <→ 難易度の高い案件を解決することに集中するため、直接相談については廃止に向けて検討>
- イーラーニングの活用や多重債務問題等に関する研修を充実。

(2) 商品テストの企画・立案への重点化

- 我が国全体として必要なテストの実施を確保する役割を果たすため、テスト機関のデータベース化等により、テスト機関のネットワークを形成。
- テスト要望に対する採択基準を明確化し、企画・立案業務への重点化を図る。
 <→ 関係機関との連携や大規模な外部化を推進>

国民生活センターを中核とした裁判外紛争解決に関連する制度

国民生活センター等が行う紛争解決手続のルールを整備し、当事者にとって予測可能なものとするなど、紛争発生時の円滑な解決を図るとともに、紛争発生を抑制力を向上。

19 先物振興発第 80 号
平成 19 年 8 月 8 日

会 員 代 表 者 各 位

日本商品先物振興協会
会 長 加 藤 雅 一

国民生活センターのあり方等に関する研究会中間報告に
係るパブリックコメント募集のご案内

標記について、内閣府から下記要領にてパブリックコメントの募集が行われておりますので、ご案内申し上げます。

同中間報告では、主として①情報の収集・分析・活用の強化、②消費者に対する啓発及び教育の充実、③消費者トラブル解決能力の向上、について提言を行っており、その中で国民生活センターを核とした消費者紛争解決機能の整備・充実に係る提言も記載されているところですが、

会員各社におかれましては同中間報告についてお目通しを頂き、ご意見がございましたら、下記ホームページ等から担当窓口等へ直接ご意見を提出いただくようお願い申し上げます。

記

1. 中間報告の案

web上の「電子政府窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>)」中、「パブリックコメント・意見募集」中の案件一覧から「2007年7月30日 国民生活センターの在り方等に関する検討会」中間報告に関するご意見の募集にてご入手をお願いいたします。
 (本会ホームページにおいてもご案内中。ページ内のリンクボタンを押せば当該ページに直接ジャンプできます。)

2. ご意見等のご提出方法

以下の3通りの方法によるご提出が可能です。

(詳細はweb上の「意見募集要領 (PDF ファイル)」をご覧ください。)

- (1) FAX
- (2) 郵送
- (3) 電子メール

3. ご意見の募集期間

平成 19 年 8 月 1 日 (水) ～平成 19 年 8 月 22 日 (水)

以上

国民生活センターの在り方等に関する検討会
中間報告の意見募集要領

1. 意見募集の趣旨・目的

内閣府国民生活局では、4月から「国民生活センターの在り方等に関する検討会」を開催し、①社会環境の変化等を踏まえた国民生活センターの在り方及び②国民生活センターを中核とした裁判外紛争解決手続等の関連する制度（法制の整備を含む）を総合的に、総合的に検討を行っており、今後、これまでの議論の概要に関しての中間報告を取りまとめたところです。

今後、国民生活センターの在り方等に関する検討会では、さらに議論を深め、本年9月を目処に最終報告を取りまとめる予定です。つきましては、今後の議論の参考とするため、中間報告で整理された考え方に対するご意見や個別の検討項目に関する提案などについて、広く国民の皆様から募集させていただきます。

2. 募集期間

平成19年8月1日（水）～平成19年8月22日（水）

3. 資料内容及び資料入手方法

【資料内容】

「国民生活センターの在り方等に関する検討会」中間報告

【入手方法】

- (1) 内閣府国民生活局ホームページ上
- (2) 内閣府国民生活局消費者調整課にて配布

4. 提出方法

電子メール、FAX又は郵送いずれかの方法で下記事項を記入の上、提出してください。

【記入事項】

- (1) 氏名及び所属法人、団体名（提出者が法人・団体の場合には、名称）
- (2) 住所
- (3) メールアドレス、電話番号、FAX番号
※ 提出者が法人・団体の場合には、担当者の所属部署・氏名をあわせて明記してください。
- (4) ご意見
※ 提出される意見の様式は自由です。中間報告で整理された項目に直接関連する場合には、できる限り中間報告のどの部分に対するご意見・ご提案なのかを明示してください。

【宛先】

内閣府国民生活局消費者調整課 宛

- 電子メールの場合、下記アドレスより送信可能です。
<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/ncac/ncac-index.html>

- FAXの場合 : 03-3581-9935
- 郵送の場合 : 〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

なお、電子メール、FAXでお送りいただく場合は、標題を「国民生活センターの在り方等に関する検討会中間報告について」としていただきますよう、また、郵送の場合には、封筒表面に同じく朱書きいただきますようお願いいたします。

5. 留意事項

- (1) 意見が1000字を超える場合は、その内容の要旨を添付してください。
※電子メールで提出される場合には、文字数制限（全角1000字以内）、使用文字制限（半角カナ、丸付き文字、特殊文字は不可）があることを、あらかじめご了承ください。）
- (2) 提出されました意見は、個人を特定する情報を除いた上で、国民生活センターの在り方等に関する検討会における検討の参考とさせていただきます。
- (3) 意見に対する個別対応の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

平成19年11月22日

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会

商品取引所法施行規則の一部改正に対する
パブリックコメント募集のお知らせ
(商品取引員の法定帳簿、分離保管調書関係)

標記について、経済産業省から下記要領にてパブリックコメントの募集が行われておりますので、ご案内申し上げます。

提示された案に対して、会員各社におかれましてご意見・ご質問等がございましたら、下記ホームページ等から主務省担当窓口等へ直接ご意見をご提出いただくようお願い申し上げます。

((案)が施行される前に意見を表明し、反映させることが重要です。是非お目通し頂きますよう重ねてお願い申し上げます。)

記

1. 施行規則の改正案

経済産業省ホームページ上の「トップ/アクションを起こす/パブリックコメント」中から「19.11.21 商品取引所法施行規則の一部改正に対する意見募集について」にてご入手をお願いいたします。

(本会ホームページにおいてもご案内中。ページ内のリンクボタンを押せば当該ページに直接ジャンプできます。)

2. ご意見等のご提出方法

以下の3通りの方法によるご提出が可能です。

(詳細はweb上の「実施要領 (PDF ファイル)」をご覧ください。)

- (1) FAX
- (2) 郵送
- (3) 電子メール

3. ご意見の募集期間

平成19年11月21日～平成19年12月25日(火)

以上

平成 20 年 2 月 7 日

会 員 各 位

日本商品先物振興協会

取引証拠金充用有価証券（無券面株式）の換価処分について

商品取引員が受託契約準則の規定に基づき証拠金充用有価証券の換価処分を行う場合の留意事項については平成 15 年 12 月 19 日付け文書にてご案内したとおりですが、無券面株式を換価処分する際には、別途下記の点にご留意いただく必要がありますので、お知らせいたします。

記

1. 無券面株式の換価処分の方法

だいたい証券ビジネスの口座では株式の売却ができないため換価処分は会員の皆様が口座を開設している他の証券会社において行わなければなりません。名義の異なる口座間での無券面株式の移動（電子帳簿上の振替処理）は証券保管振替機構の仕組み上不可能となっております。

このため、上記文書でご紹介した商品取引員管理責任者名義等の口座に株式を振替え、当該口座で換価処分を行う方法は、無券面株式では採れません。

この点について国税庁と協議したところ、真の譲渡者が委託者であることが挙証できれば、商品取引員名義の口座で換価処分を行っても問題ないことを確認いたしました。

そのため以下の点にご留意ください。

- ①証券会社から交付を受けた「売付報告書」を実際の譲渡人である委託者に交付する必要があることから、その売却は委託者ごとに行うこと。
- ②証券会社が発行した「売付報告書」は商品取引員名となっているため、当該報告書を委託者に送付する際には、(i) 実際の譲渡者は委託者である旨、及び(ii) 本譲渡は受託契約準則の規定に基づき商品取引員名義で行ったものである旨を記載した書面を委託者に添付すること。
- ③後日の税務調査等に対応するため、上記「売付報告書」の写しを保管しておくこと。(①～③は平成 15 年 12 月 19 日付けで本会から会員に送付した文書と同じ内容です。詳細は同文書をご参照下さい。)

なお、異なる証券会社に換価処分用と自己取引用の口座を開設することも上記両取引の峻別の観点から有用です。

2. いわゆる「支払調書」等の提出

上記 1 の方法により取引証拠金充用有価証券の換価処分を行ったことについて、商品取引員は、証券会社の発行する「売付報告書」に基づき、別添の「名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書」を委託者ごとに作成し、「同合計表（所得税法施行規則別表第 8 (3) 関係）」を添付して、その支払の確定した日の属する年の翌年 1 月 31 日までに、商品取引員の所在地の所轄税務署長に提出して下さい。

(注) 1. 上記調書等は平成 20 年分（平成 20 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に行った換価処分）から作成し、平成 21 年 1 月 31 日までに商品取引員の所在地の所轄税務署長に提出すること。（詳細は国税庁ホームページ内「申請・届出様式」のコーナーをご覧ください。）

2. 平成 19 年分（平成 19 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に行った換価処分）は現在本会から案内している様式により提出すること。

以上

本件に関するご照会先 日本商品先物振興協会 企画調査部門 谷口 まで 03-3664-5731

平成 年分 名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書

株式等を所有していた者		住所(居所)又は所在地 氏名又は称名				
株式等を所有していた者に係る株式等の譲渡の対価						
区分	銘柄	支払確定年月日	株数又は口数	株式等の譲渡の対価の額	分割割合	組合が支払を受けた株式等の譲渡の対価の総額
		年 月 日	千 株(口)	円	%	千 円
組合	主たる事務所の所在地		名称			
(摘要)						
提出者	住所(居所)又は所在地 氏名又は称名		(電話)			
整理欄	①	②				

356

平成 年分 名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書

株式等を所有していた者		住所(居所)又は所在地 氏名又は称名				
株式等を所有していた者に係る株式等の譲渡の対価						
区分	銘柄	支払確定年月日	株数又は口数	株式等の譲渡の対価の額	分割割合	組合が支払を受けた株式等の譲渡の対価の総額
		年 月 日	千 株(口)	円	%	千 円
組合	主たる事務所の所在地		名称			
(摘要)						
提出者	住所(居所)又は所在地 氏名又は称名		(電話)			
整理欄	①	②				

356

平成 年分 名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書

株式等を所有していた者		住所(居所)又は所在地 氏名又は称名				
株式等を所有していた者に係る株式等の譲渡の対価						
区分	銘柄	支払確定年月日	株数又は口数	株式等の譲渡の対価の額	分割割合	組合が支払を受けた株式等の譲渡の対価の総額
		年 月 日	千 株(口)	円	%	千 円
組合	主たる事務所の所在地		名称			
(摘要)						
提出者	住所(居所)又は所在地 氏名又は称名		(電話)			
整理欄	①	②				

356

平成 年分 名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書

株式等を所有していた者		住所(居所)又は所在地 氏名又は称名				
株式等を所有していた者に係る株式等の譲渡の対価						
区分	銘柄	支払確定年月日	株数又は口数	株式等の譲渡の対価の額	分割割合	組合が支払を受けた株式等の譲渡の対価の総額
		年 月 日	千 株(口)	円	%	千 円
組合	主たる事務所の所在地		名称			
(摘要)						
提出者	住所(居所)又は所在地 氏名又は称名		(電話)			
整理欄	①	②				

356

【名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書】

※様式はA4用紙1枚に調書4枚分が印刷されますので、裁断の上ご利用ください。

備考

- 1 この調書は、業務に関連して他人のために名義人として支払を受ける株式等の譲渡の対価について使用すること。
- 2 この調書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所(居所)又は所在地」の欄には、調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地(調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地が不明な場合には、最後の株式等の譲渡の対価の支払の日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)を記載すること。
 - (2) 「株式等を所有していた者に係る株式等の譲渡の対価」の「区分」の欄には、株式、投資口(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口をいう。)、端数(法第224条の3第1項第3号に規定する1株又は1口に満たない端数及びこれに準ずるものをいう。)、新株予約権付社債、転換特定社債、新優先出資引受権付特定社債、特定株式投資信託の受益権、株式等証券投資信託の受益権(公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権(特定株式投資信託の受益権を除く。))をいう。)、非公社債等投資信託の受益権(証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益権をいう。)、特定受益証券発行信託の受益権、特定目的信託の受益権のように記載すること。
 - (3) 「株式等を所有していた者に係る株式等の譲渡の対価」の「株式等の譲渡の対価の額」の欄には、その年中に支払を受けることが確定した株式等の譲渡の対価の額を銘柄別に記載すること。
 - (4) 当該株式等の譲渡の対価の支払を受ける契約が民法第667条第1項に規定する組合契約(外国におけるこれに類する契約を含む。以下この表において同じ。)に基づくものである場合には、次に掲げる事項を記載すること。
 - イ 「組合が支払を受けた株式等の譲渡の対価の総額」の欄に、その年中に当該組合契約に係る名義人として支払を受けることが確定した株式等の銘柄別の譲渡の対価の額の総額
 - ロ 「株式等を所有していた者に係る株式等の譲渡の対価」の「分配割合」の欄に、イに掲げる金額のうちに当該株式等を所有していた者が支払を受ける金額の占める割合
 - ハ 「組合」の欄に、当該組合契約に係る組合(これに類するものを含む。)の名称及び当該組合の主たる事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地
 - (5) その株式等の譲渡の対価として支払うべき金額のうちに、租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等の同項各号に掲げる譲渡に該当する譲渡に係る金額(以下この表において「軽減税率適用上場株式等に係る対価の額」という。)及び当該各号に掲げる譲渡に該当しない譲渡に係る金額(以下この表において「一般税率適用上場株式等に係る対価の額」という。)がある場合には、その別に区分してそれぞれの欄に記載し、「銘柄」の欄に軽減税率適用上場株式等に係る対価の額にあつては(軽)と、一般税率適用上場株式等に係る対価の額にあつては(一)と記載した上で銘柄名を記載する。
 - (6) その株式等の譲渡の対価として支払うべき金額のうちに、租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定株式の譲渡に係る金額(以下この表において「特定株式に係る対価の額」という。)及び特定株式以外の譲渡に係る金額がある場合には、その別に区分してそれぞれ記載し、特定株式に係る対価の額にあつては「銘柄」の欄に(特)と記載した上で銘柄名を記載する。
 - (7) 次に掲げる場合には、「摘要」の欄にそれぞれ次に掲げる事項を記載すること。
 - イ 「株式等の譲渡の対価の総額」の「分配割合」の欄に記載した割合が、組合の出資の総額のうちに株式等を所有していた者が出資をした価額の占める割合(以下この表において「出資割合」という。)と異なる場合 出資割合
 - ロ 株式等を所有していた者が非居住者又は外国法人である場合 (非)
 - ハ 所得税条約に基づき課税の軽減又は免除を受けるものである場合 その旨
- 3 合計表をこの様式に準じて作成し添付すること。

平成 年 月 分 名義人受領の株式等の譲渡の対価の調査合計表

税務署受付印

(所得税法施行規則別表第8(3)関係)

処 理 事 項	通信日付印	検 収	整理簿登録
	※	※	※

平成 年 月 日 提出 税務署長 殿	提 出 者	所在地	整理番号			
		フリガナ 名 称	電 話	()		
		フリガナ 代 表 者 氏 名 印	組 合	所在地		
			この調査 について 応 答 できる方	フリガナ 氏 名	所 属	課 係
総 受 領 額 (調査提出省略分を含む。)		左のうち、調査を提出するものの合計				摘 要
支 払 件 数	株式等の譲渡の対価の額	支 払 件 数	株式等の譲渡の対価の額			
件	円	件	円			

(用紙 日本工業規格 A4)

記載要領

- 1 「組合」欄は、株式等の譲渡の対価の支払を受ける契約が民法第667条第1項に規定する組合契約（外国におけるこれに類する契約を含む。）に基づくものである場合に、当該組合の所在地及び名称を記載する。
- 2 「総受領額（調査提出省略分を含む。）」欄には、名義人として受領した株式等の譲渡の対価の総額を記載する。
- 3 「左のうち、調査を提出するものの合計」欄には、この合計表とともに調査を提出するものについて、その合計を記載する。
- 4 「※」印欄は、提出義務者において記載を要しない。

平成 15 年 12 月 19 日

会 員 各 位

日 本 商 品 先 物 振 興 協 会
社 団 法 人 全 国 商 品 取 引 所 連 合 会

委託証拠金充用有価証券（株式）の換価処分について

商品取引員が受託契約準則の規定に基づき委託証拠金充用有価証券の換価処分を行う場合には、下記の点にご留意いただく必要がありますのでご連絡申し上げます。

記

1. 換価処分の方法

商品取引員が受託契約準則の規定に基づき委託証拠金充用有価証券の換価処分を行うにあたり、証券会社に管理責任者等の名義による処分口座を開設して、当該口座において委託者から預託を受けた有価証券を売却する場合には、次のことに留意して下さい。

- ① 証券会社から交付を受けた「売付報告書」を実際の譲渡人である委託者に交付する必要があることから、その売却は委託者ごとに行うこと。
- ② 証券会社が発行した「売付報告書」は商品取引員名（「管理責任者名」等）となっているため、当該報告書を委託者に送付する際には、下記の趣旨の文言を記載した書面を添付すること。

なお、税務調査等に対応するため、「売付報告書」の写しを保管すること。

〔文言例〕

例1 「この売付報告書は、〇〇〇〇様より委託証拠金としてお預かりしている株式を、受託契約準則の規定に基づき、弊社取締役管理部長名

義の口座において売却したものであり、実際の譲渡者は〇〇〇〇様であることに相違ありません。」

例2 「貴殿より委託証拠金としてお預かりしている下記の有価証券は、別紙「売付報告書」記載のとおり、〇〇証券の弊社取締役管理部長名義の口座において、受託契約準則の規定に基づき売却いたしましたので、ご通知します。」

2. 支払報告書等の提出

上記1の方法により委託証拠金充用有価証券の換価処分を行ったことについて、商品取引員は、証券会社の発行する「売付報告書」に基づき、別添の「株式等の譲渡の対価の支払報告書（充用有価証券等の換価処分関係）」を委託者ごとに作成し、「株式等の譲渡の対価の支払報告書（充用有価証券等の換価処分関係）合計表」を添付して、その支払の確定した日の属する年の翌年1月31日までに、商品取引員の所在地の所轄税務署長に提出して下さい。（別添様式については国税庁と協議済）

- (注) 1. 「株式等の譲渡の対価の支払報告書（充用有価証券等の換価処分関係）」はA4判縦書き、「株式等の譲渡の対価の支払報告書（充用有価証券等の換価処分関係）合計表」はA4判横書きとし、ワープロ等で作成し、紙で提出する。
2. 上記の支払報告書及び同合計表は、平成16年分（平成16年1月1日から同年12月31日までの間に行った換価処分）から作成し、平成17年1月31日までに商品取引員の所在地の所轄税務署長に提出する。

ただし、平成15年分（平成15年1月1日から同年12月31日までの間に行った換価処分）について作成可能な社は、同年分の支払報告書及び同合計表を平成16年1月31日までに商品取引員の所在地の所轄税務署長に提出する。

以 上

〔追記〕

上記1の方法により換価処分を行った場合の委託者の課税関係について、国税庁より次のとおり説明がありましたので、ご承知置き下さい。

「商品取引員の名義で行われる委託証拠金充用有価証券の譲渡による所得は、委託者の所得となるが、委託者の証券業者等への売委託による譲渡に該当しないため、上場株式等を譲渡した場合の軽減税率の特例（租税特別措置法第37条の11）、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例（同第37条の12の2）及び特定上場株式の譲渡所得等の非課税の特例（同第37条の14の2）の規定の適用を受けることはできない。」

（参考）

株式等の譲渡益に係る税率（現行）

① 原則（租税特別措置法第37条の10）

特例の適用がある場合を除き、所得税20%、住民税6%。

② 特例（同第37条の11）

上場株式等について、証券業者等への売委託による譲渡による場合、所得税15%、住民税5%。

ただし、平成15年1月1日から平成19年12月31日までの間の譲渡分は所得税7%、住民税3%。

平成16年1月15日

会 員 各 位

日 本 商 品 先 物 振 興 協 会

委託証拠金充用有価証券(株式)の換価処分について

平成15年12月19日付をもって(社)全国商品取引所連合会との連名でご通知いたしました「委託証拠金充用有価証券(株式)の換価処分について」に関して、会員から下記のお問合せがありました。これについて事務局からの回答例と共にご紹介いたしますのでご参考にしてください。

記

〔質問1〕

充用有価証券として預託を受けた株券を換価処分した場合には株式の譲渡に係る課税の特例（譲渡益に係る軽減税率、譲渡損失の繰越控除等）が適用されないことについて、委託者にどの時点で通知すればよいか。

平成15年12月19日付け通知のとおり国税庁からは「換価処分は委託者による証券会社への売委託にはあたらないので軽減税率等の各種特例は適用されない。」との見解が伝えられております。

従って、今後は、①委託者から充用有価証券の預託を受ける時、②既に有価証券を受け入れている委託者については弁済充当の事前通知をする時、に以下の特例が適用されないことについて委託者に説明し、税制上のトラブルに巻き込まれないようにしておくことが望ましいと考えます。

- （1）平成19年末までの特例として軽減税率10%の適用
- （2）売却損失についての3年間の繰越控除
- （3）平成13年11月30日から14年末までに購入した株式について購入価格1,000万円前まではその売却益は非課税（平成17,18,19年に売却した場合）

会 員 各 位

日本商品先物振興協会

【質問 2】

同日に複数の換価処分を行うと一通の売付け報告書に複数の委託者に関する株式売却履歴が記載されてしまうが、どう対応すればいいのか。

確定申告の際に添付する証拠書類は原本でなければならないため、委託者が確定申告書にコピーを添付した場合、税務署から原本を提出するように指摘され、委託者が取引員に売付け報告書の原本提出を要求してくる可能性があります。

このような事態を回避するためには、①同一日における複数の換価処分を避けて日をずらす、②証券会社に依頼して委託者ごとの売付け報告書を発行してもらう、③証券会社同日付の売付け報告書を複数発行してもらう、などの方策が考えられます。

以上

委託証拠金充用有価証券(株式)の換価処分に係る税率の引き下げについて

委託証拠金充用有価証券(株式)の換価処分を行った場合の委託者の譲渡所得に適用される税率につきましては、平成 15 年 12 月 19 日付(社団法人全国商品取引所連合会と連名で通知)及び同 16 年 1 月 15 日付の「委託証拠金充用有価証券(株式)の換価処分について」により、「委託者による証券業者等への売委託による譲渡にあたらぬので、軽減税率等の各種特例措置は適用されない」旨の国税庁の見解をご通知申し上げておりますが、平成 16 年度税制改正により、株式の譲渡益に係る税率が下記の通り変更となっておりますのでお知らせいたします。

会員各位におかれましては、委託者に対する周知方をよろしくお願い申し上げます。

記

株式等の譲渡益に係る税率

	変更前	変更後
原則 (租税特別措置法 第 37 条の 10)	平成元年 4 月 1 日以後の株式等の譲渡益 所得税 20%、住民税 6%	平成 16 年 1 月 1 日以後の株式等 の譲渡益 所得税 15%、住民税 5%
特例 (租税特別措置法 第 37 条の 11)	平成 15 年 1 月 1 日以後の証券業者等への 売委託による上場株式等の譲渡益 所得税 15%、住民税 5%。 上記のうち平成 15 年 1 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日までの間の譲渡益 所得税 7%、住民税 3%	平成 15 年 1 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日までの証券業者等への 売委託による上場株式等の譲渡益 所得税 7%、住民税 3%

以上